

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月9日認可した。

平成21年3月23日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）原又農道地区
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷地区
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北堀江地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）引妻地区